

鬼ごっこ協会の有する知的資産の考察

(所属) 平峯佑志・鬼ごっこ総合研究所 主席研究員

キーワード：有形資産、無形資産、知的財産権

【主旨】

本研究では、鬼ごっこ協会（以下、協会）の知的資産の捉え方の考察を行う。知的資産とは、経済産業省によると「人材、技術、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等の目に見えない資産のことで、企業の競争力の源泉となるもの」とされている。経産省では知的資産を、知的資産、知的財産、知的財産権の3段階に分類している。知的資産は、多様なとらえ方があるが、今回は3つを総称して捉えることにした。

【知的資産の考察】

協会の有する知的資産を明らかにすることで、対外・対内的な価値を認識できて、価値を発信できるようになると考えられる。本研究が、鬼ごっこの普及活動の一助となっていくことを目指している。『スポーツ鬼ごっこ指導員・審判員公認ライセンス制度の考察（平峯・2017）』では、ライセンス制度からの考察を行ったが、今回は協会の有する知的資産の考察を行っていきたいと考えている。一般的な「鬼ごっこ」という抽象概念は、一つの概念に過ぎず、それを知的資産ということは万人の共有財産であるが故に困難であることは明らかである。鬼ごっこの抽象概念について権利化を行うことは、社会全体の共有物であるからこそ、適切ではないかもしれない。数千種類存在している多種多様な鬼ごっこの遊び方や名称も、開発者が不明確で、誰かが権利化することは困難で、適切ではないと考えられる。しかし、協会の開発したスポーツ鬼ごっこや育成プログラム、コンテンツ、グッズ、著作物などのモノ、ノウハウ、ブランドやライセンスの権利化は、開発者や創案者が明確なため図ることができている。無形・有形を問わずに、これまでの歴史上で存在していなかった付加価値を創出して、社会的に価値があるものだと言うことが認識されて、初めて権利化できるのである。しかし、忘れてはならないのは、鬼ごっこは元来から世界各国で楽しまれてきた遊戯であり、権利化して誰かが専有することは、社会的公正性や社会倫理に適するの否かという課題が存在していると私は考えている。

【今後の研究方針】

鬼ごっこの知的資産を考えていく上で社会的公正性を鑑みて、協会がどのように知的資産を価値あるものとして、鬼ごっこの普及推進のために運用していく事が望ましいのかについて、多様な事例、学問や社会的事象と比較しながら考察していきたいと考えている。

【参考】

[1]経済産業省：「知的資産経営ポータル」http://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/index.html

[2]特許庁：https://www.jpo.go.jp/seido/s_gaiyou/chizai02.htm

[3]内閣府「知的財産推進計画2018」：<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/>

[4]東京オリンピック・パラリンピック組織委員会：<https://tokyo2020.org/jp/copyright/>

[5]日本オリンピック委員会：<https://www.joc.or.jp/about/marketing/noambush.html>

[6]平峯佑志（2017）「スポーツ鬼ごっこ指導員・審判員公認ライセンス制度の考察」『鬼ごっこ総合研究所 第1回研究発表大会予稿集』1頁-2頁